

【ソフトウェア名称： Capture NX 2】

本ソフトウェアは、下記のソフトウェア使用許諾契約書にご同意頂いた場合に提供させていただきます。お客様が欄外の「同意します」を選択されたときは、本ソフトウェア使用許諾契約書に同意されたものとして、株式会社ニコン（以下ニコンという）とお客様との間で本ソフトウェアに関する使用許諾契約が成立したものとさせていただきます。本ソフトウェア使用許諾契約書の内容を十分ご確認のうえ、本ソフトウェアの使用を開始して下さい。

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェアをお客様が使用するにあたり、次のとおり契約します。

1. 使用許諾

ニコン又はニコンのライセンサーは、本ソフトウェアの著作権及びお客様への使用許諾に必要な一切の諸権利を保有しています。ニコンは、お客様に対して、本ソフトウェアについて次の内容の使用権を許諾します。本ソフトウェアは、使用権を許諾されるものであり、販売されるものではありません。なお、ニコンは、本ソフトウェアの不正コピー防止等のため、本ソフトウェアがインストールされたお客様保有のコンピュータから、当該コンピュータを識別するために必要な情報を取得することができるものとします。

（１） お客様ご自身が、お客様が保有する２台のコンピュータ上で、本ソフトウェアを使用する権利。但し、本ソフトウェアをお客様が保有する２台のコンピュータ上で同時に使用することはできません。

（２） バックアップの目的のために、機械が読み取れる形において本ソフトウェアの複製物を１部作成する権利。

2. 使用許諾の期間

本ソフトウェア使用許諾契約は、お客様が欄外の「同意します」を選択されたときに発効します。お客様は、本ソフトウェアと同梱されているプロダクトキーを入力することにより、本ソフトウェア使用許諾契約が失効するまで本ソフトウェアを継続して使用することができます。本ソフトウェア使用許諾契約は、お客様が本ソフトウェア使用許諾契約書に記載される事項に一つでも違反した場合に自動的に失効するものとします。また、本ソフトウェア使用許諾契約は、お客様が本ソフトウェアのアップグレード（本ソフトウェアのプロダクトキー所有者向けの製品）のプロダクトキーを入力した場合にも自動的に失効するものとします。なお、本ソフトウェア使用許諾契約が失効した場合、お客様は、本ソフトウェア及びそのすべての複製物を直ちに廃棄しなければなりません。

本ソフトウェアにはAdobe Systems Incorporated（以下Adobe社という）が権利を有する「XMP SDK」が含まれています。Adobe社は、お客様に対して、XMP SDKに関して、一切の保証を行わず、また一切の責任を負いません。お客様は、XMP SDKを<http://www.adobe.com/devnet/xmp/>から入手することができます。

3. 禁止事項

お客様は、次に記載する行為を行ってはなりません。

（１） 本ソフトウェア使用許諾契約により許諾された範囲を超えて、本ソフトウェアの全部又は一部を媒体の如何を問わず複製すること。

（２） 本ソフトウェアを変更、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等すること。

（３） 本ソフトウェア及びその複製物を販売、頒布もしくは再使用許諾等すること、又はネットワーク上にアップロードすること。

（４） 本ソフトウェア及びこれに関連する物を直接又は間接に輸出すること。

（５） その他、本ソフトウェア使用許諾契約により許諾されている以外のことを行うこと。

4. プロダクトキーの取扱い

お客様は、次に記載する事項に従い、プロダクトキーを取扱うものとします。

（１） プロダクトキーは、お客様が保有する２台のコンピュータ上で使用されている本ソフトウェアに限り入力することができます。

（２） プロダクトキーは、本ソフトウェアの使用目的にのみ利用することができます。

（３） プロダクトキーは、第三者に開示、提供又は貸与することができません。

5. 著作権及びその他の知的財産権

本ソフトウェアは、日本国著作権法、その他の国の著作権法及び国際条約の規定により保護されています。お客様は、本ソフトウェアに含まれる著作権表示、商標又はその他の保護表示を除去してはなりません。

6. ニコンによるサポート

ニコンは、本ソフトウェアが、媒体の不良により正常に作動しないときは、お客様が本ソフトウェアを購入した日から９０日間に限り、代替品と交換します。

また、ニコンは、本ソフトウェアの不具合（ニコンが、お客様の使用に支障をきたさない程度の微細なバグと判断したものは除く）によりお客様が本ソフトウェアを使用することができないときは、本ソフトウェアがニコンの推奨する使用環境で正常に使用されていることを条件として、ニコンが独自に定めるサポートを行うものとします。

詳しくは、<http://nikonimaging.com/global/>をご参照下さい。

7. 免 責

本ソフトウェアの不具合も含めてお客様の本ソフトウェアの使用に関連して生じる問題について、ニコンは前項のサポートの提供以外の責任を負いません。サポートに替えて金銭賠償をするときは、お客様が本ソフトウェアの対価として支払った金額を上限とします。但し、法律に定めのある場合はこの限りではありません。ニコンは、本ソフトウェアの内容を随時変更する権利を留保します。

8. その他

本ソフトウェア使用許諾契約は、日本国の法律に基づいて解釈されるものとします。本ソフトウェア使用許諾契約に関する一切の紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

【プロダクトキーをお持ちでないお客様へ】

プロダクトキーをお持ちでないお客様には、次の規定が適用されます。

前記「2. 使用許諾の期間」、「6. ニコンによるサポート」及び「7. 免責」については、次のとおり変更されま
す。

(1) 「2. 使用許諾の期間」

本ソフトウェア使用許諾契約は、お客様が欄外の「同意します」を選択されたときに発効し、発効日から60日が経過するまで効力を有するものとします。本ソフトウェア使用許諾契約は、お客様が本ソフトウェア使用許諾契約書に記載される事項の一つでも違反した場合に、自動的に失効するものとします。本ソフトウェア使用許諾契約が失効した場合、お客様は、本ソフトウェア及びそのすべての複製物を直ちに廃棄しなければなりません。

本ソフトウェアにはAdobe Systems Incorporated（以下Adobe社という）が権利を有する「XMP SDK」が含まれています。Adobe社は、お客様に対して、XMP SDKに関して、一切の保証を行わず、また一切の責任を負いません。お客様は、XMP SDKを<http://www.adobe.com/devnet/xmp/>から入手することができます。

(2) 「6. ニコンによるサポート」

ニコンは、本ソフトウェアの不具合（ニコンが、お客様の使用に支障をきたさない程度の微細なバグと判断したものを含む）によりお客様が本ソフトウェアを使用することができない場合であっても、本ソフトウェアに関する質問の受け付け等、本ソフトウェアに関するサポートは一切行いません。

(3) 「7. 免責」

ニコンは、お客様の本ソフトウェアの使用に関連して生じる問題について、一切の責任を負いません。但し、法律に定めのある場合はこの限りではありません。ニコンは、本ソフトウェアの内容を随時変更する権利を留保します。

以 上

2010年7月14日 CPN2-CD-MAC-JPN-JP-1.1